

年会費型体験農園 会員規約および申込書

第1条（目的）

本利用規約兼申込書は、利用者が JAL Agriport 株式会社（以下、当社という）の農園において栽培から収穫までを通して、農業への理解と健康増進を図ることを目的とします。

第2条（サービス内容）

当社は、利用者に以下のサービスを提供します。

1. 栽培体験、収穫体験

当社が提示した作物ならびに栽培計画を理解のうえ、栽培から収穫までの各作業を体験していただきます。

a. 業務用に使用する作物を前提とした収穫は不可です。

個人の自家消費を目的とします。

2. 農園・施設の割引での利用

当社が提示した条件に従い、他の作物や飲食店等を当社が提供する特典[※]として利用いただけます。

a. 特典：当社農園、レストラン等における栽培・収穫・飲食

第3条（利用期間）

1. 体験期間

体験期間は5月～12月までとします。

正式な会員としての体験農園への参加開始は原則入会月翌月1日からとなります。

栽培・収穫体験は例年5月～12月に実施します。

2. 特典利用期間

特典利用期間は入会月の翌月より1年間とします。

なお、当社が必要と認めた場合は、利用者に対し、30日の予告期間をもって書面で解約を申し入れ、本申込を終了させることができます。

第4条（休業日・営業時間）

- 休業日： 毎週月曜日、月曜日が祝祭日の場合にはその翌日
- 営業時間： 09:00 ～ 16:00
- 来園予約： 要予約。来園希望日前日の 15:00 までにお電話・E-MAIL・予約フォームにて来園予約をお願いします。

第5条（入会金および年会費）

- 入会金：10,000 円（税込）[前年の利用から継続する場合には入会金は不要]
- 年会費：72,000 円（税込）
- 6 月以降に入会される方は、「9,000 円/月 × 残りの月数」での会費となります。

第6条（代金の支払い）

利用者は年会費を当社が指定する銀行口座もしくは通信販売サイトへ支払うこととします。

なお、銀行口座振り込みに関する手数料については、利用者の負担とします。

第7条（クーリングオフによる途中解約）

利用者の都合による途中解約は原則不可となりますが、クーリングオフによる途中解約については入会手続き後もしくは会費入金後、8 日以内とします。

第8条（退会）

以下の場合に限り、当社は退会の取り扱いを行うことができます。

1. 利用者が、本規約を順守されず、本サービスの継続利用が困難と当社が判断した場合
2. 当社のサービスの提供が不可となった場合
3. 利用者が、死亡した場合

退会に伴う会費の返金は退会翌月以降、契約最終月まで 1 か月あたり 6,000 円を返金します。

第 9 条（利用者の同伴者による利用）

利用者は同伴による利用が可能です。

一会員における同伴者は 3 名までとします。

3 名を超える 4 歳以上の同伴者は、おひとりさま 1 回 1,000 円でご利用いただけます。

第 10 条（権利義務などの譲渡もしくは代理利用の禁止について）

利用者は、本利用申し込みについて、その地位およびこれに生じる権利義務の一部もしくは全部を当社の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡もしくは代理利用させることはできません。

第 11 条（反社会勢力の排除）

1. 当社は、利用者が、次のいずれかに該当すると合理的に判断された場合には、通知、催告を要せず、債務の履行提供をせずに直ちに、入会申込を解除することができます。

- 1) 暴力団
- 2) 暴力団員
- 3) 暴力団準構成員
- 4) 暴力団関係企業
- 5) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- 6) その他、前記 1)ないしは 5)に準ずるもの

2. 前号に掲げる反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次のいずれかに該当する関係を有する場合

- 1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- 2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- 3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- 4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 自らまたは第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合

- 1) 暴力的な要求行為
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

第12条（禁止事項）

当社は以下の場合、当社農園・施設・設備の利用をお断りすることがあります。

1. 利用者が、サービス利用に関し法令の規定、公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、または同行為をしたと認められるとき
2. 利用者が、他の利用者に著しい迷惑行為もしくは言動をしたとき
3. 利用者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
4. 利用者が、当社スタッフもしくは他の利用者に暴力的要求行為を行う。または、合理的な範囲を超える負担を求められたとき

第13条（ペットの同伴）

利用者は、リードを装着した犬・猫に限り同伴させることができますが、当社が指定する場所に係留していただきます。

ペットの糞やゴミは利用者が、責任をもって持ち帰ることとします。

第14条（サービスの停止）

当社は、台風・強風・豪雨・落雷等の天候事由および、各種気象警報発令等により、利用者に危険がおよぶおそれがあると判断した場合は、安全確保の観点から、営業時間の途中であっても利用サービスを停止することがあります。

第 15 条（安全確保の義務）

利用者は、自身の安全確保に加え、他の利用者の安全確保に努めることとし、当社からの安全確保に関する指示に従っていただきます。

第 16 条（利用規約の変更）

当社は、利用者の承諾なくこの規約を変更することがあります。利用規約が変更された後のサービスに係る料金その他の条件は、変更後の規約によります。

なお、当社は、利用者に不利益となる規約の変更については 1 か月前に、それ以外の規約の変更については、一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、サービス利用者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で利用者に事前に通知します。

第 17 条（免責事項）

当社は以下の場合、その責任を一切負いません。

1. 天災地変、暴動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分等、当社の責によらない事由により生じたサービス不履行および履行不能となった場合
2. 園内で発生した事件、事故、盗難、紛失等
3. 利用者間のトラブル
4. 利用者が、当社の指示に反した行為を行った場合
5. 利用者が、サービス利用者の義務を履行しなかった場合

第 18 条（損害賠償）

利用者の故意、または重大な過失により当社が損害を被ったときは、利用者は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条（合意管轄）

本契約およびサービスに起因または関連して、利用者と当社との間に生じた一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

令和5年3月17日制定

JAL Agriport 年会費型体験農園申込書

本利用規約に同意し、申し込みいたします。

申込日 : 年 月 日

フリガナ

申込者 : 印

ご住所 :

電話番号 :

E-MAIL :